

学校給食共同調理場の愛称が「みんなのくるりんキッチン」に決定しました



2学期から、すべての市立小・中学校の給食を2つの共同調理場から提供します。親しみや愛着をもっていたため、2つの共同調理場を総称する愛称を市立小・中学校の児童・生徒の皆さんから募集し、応募があった645作品の中から次のとおり決定しました。

- 愛称 みんなのくるりんキッチン
- 応募者 宮田琉生さん(四中1年)、駄原陽菜乃さん(五中3年)〔学年は令和4年度時点〕
- 選考委員会の選考の理由 ▶給食を作る場所を「キッチン」と表現して、立川市キャラクター「くるりん」と組み合わせしており、身近に感じて呼びやすい▶2つの共同調理場を総称する愛称であること、市立小・中学校の児童・生徒みんなに食べてもらう給食を作る場所ということを表示している



新共同調理場 (学校給食東共同調理場)

現共同調理場 (学校給食西共同調理場)

「みんなのくるりんキッチン」完成イメージ

新共同調理場は2学期から運営開始

新共同調理場は、現共同調理場の東隣に整備します。6月末に建設工事が完了し、2学期から給食提供を開始します。2つの共同調理場の正式名称は、それぞれ「学校給食東共同調理場」「学校給食西共同調理場」とする予定です。

☎学校給食課・内線6812

マイナンバーカード用電子証明書の発行業務などを休止します

電子証明書の公的個人認証システムを更改するため、4月29日(土・祝)～5月7日(日)は、市民課、窓口サービスセンターで、マイナンバーカード用の電子証明書に係る手続きができません。ご理解とご協力をお願いいたします。

休止する窓口業務

- ▽マイナンバーカード用電子証明書の発行・失効・更新手続き
- ▽マイナンバーカードの交付(電子証明書手続きを伴う場合)
- ▽引越・結婚などで住所、氏名が変わる場合のマイナンバーカード紛失に伴う一時停止・一時停止解除
- ▽マイナンバーカード等の暗証番号の初期化や変更

☎市民課窓口係・内線1375

マイナンバーカードを申請した方へ臨時交付窓口を開設

マイナンバーカードの臨時窓口を開設しています(事前申込制)。電子証明書の更新手続きも行えます(4月30日(日)、5月7日(日)を除く)。状況により混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

▼対象▶マイナンバーカードを申請し、交付通知書が届いた方

▼開設日▶4月30日(日)、5月7日(日)・13日(土)・14日(日)・20日(土)・27日(土)・28日(日)

▼受付時間▶午前9時～11時 午後1時30分～4時

場所▶市民課(市役所1階14番窓口。西玄関からお入りください)▶持ち物▶交付通知書、本人確認書類(2点)ほか。代理での受け取り希望の方は事前にお問い合わせください▶申込方法▶マイナンバーカード窓口予約システム(左2次元コードからアクセス可)から申し込んでください。

☎市民課窓口係・内線1375



資源再生利用補助金第4期の申請期限は4月20日(木)です

市は、自治会や子ども会等の市内団体が資源を回収した場合、回収量に応じて補助金を交付しています(事前に登録が必要)。令和4年度第4期の申請期限は4月20日(木)です。期限を過ぎると、令和4年度中に回収した資源については補助が受けられなくなります。

また、新たに集団回収を行う団体を随時募集していますのでご相談ください。

☎ごみ対策課・内線6751

たちかわ子育て応援金(物価高騰対策)の申請はお済みですか

物価高騰の影響を受ける子育て世帯へ、市独自の支援策として、児童1人につき1万円を支給しています。対象の令和4年12月1日～令和5年3月31日に生まれた児童を養育する方で、申請日時点で立川市に住民登録がある方は、市ホームページから申請書をダウンロードし、4

月28日(金)(必着)までに、直接または郵送で子育て推進課手当・医療費給付係(市役所1階21番窓口)内線1346へ提出してください。くわしくは市ホームページをご覧ください。

☎子育て推進課・内線1346



11時間開所保育士(会計年度任用職員・月額報酬制)を募集

くわしくは市ホームページをご覧ください。

- ▼業務内容▶市立保育園における保育関連業務(夕勤務)
- ▼応募資格▶保育士資格を有する方
- ▼勤務先▶高松保育園、または西立川保育園
- ▼勤務時間▶週5日、午後4時～7時の間の2時間
- ▼報酬▶月額6万6500円
- ▼募集人数▶各1人(選考)
- ▼応募方法▶履歴書、職務経歴書、保育士証の写しを、直接、保育課庶務係(市役所1階22番窓口)内線1320へ

ブロック塀等撤去工事等助成金を交付しています

市は、危険なブロック塀等を撤去する工事などの費用の一部を助成しています。

- 対象▶道路に面する場所に設置された高さ80センチメートル以上の危険なブロック塀等(コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀、これらに類する塀や門柱)。なお、木塀も新設のみ、対象になります。
- 助成額▶撤去等については、工事費用と既存の塀の長さ1メートル当たり6500円を乗じた額を比較して少ないほうの額

(上限30万円)▶新設(撤去することが前提)については、撤去の助成額に加え、新設費用と新設する塀の長さ1メートル当たり6000円を乗じた額を比較して少ないほうの額(上限18万円)。なお、工事後の塀は地震に対して安全な構造となることが条件です。

- 申請▶事前相談票を持参して必ず工事契約前に防災課へ相談してください。事前相談票と申請書等は防災課(市役所2階55番窓口)、建築指導課(市役所2階74番窓口)で配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。
- ☎防災課・内線2531、建築指導課・内線2337

立川市消防団第10分団消防ポンプ自動車を買替えました

立川市消防団は市内に10個の分団があり、160人の団員が所属しています。24時間365日、ボランティアとして活動し、火災のみならず、台風や雪、河川の氾濫等に備えて日々訓練をしています。「自分たちのまちは、自分たちの手で守る」という精神のもと、防災に努めています。

☎防災課・内線2531

